

## 標茶町防災対策の推進に資する協力体制に関する協定

標茶町(以下「甲」という。)と標茶町災害対策土木協議会(以下「乙」という。)とは、「安心安全なまちしべちゃ」の実現を目指し、町防災対策の推進において相互に連携し、協力体制を確立することを目的として、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における住民生活の安定を図るための業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の範囲)

第2条 乙は、次の各号について、できる限り甲に協力するものとする。

- (1) 標茶町内の緊急災害時の円滑な対応。
- (2) 町防災関連行事及び地域防災住民活動の促進。
- (3) その他、町防災対策に必要な取組への対応。

### (有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示をしない限り、翌年3月31日まで延長するものとし、以降についても同様とする。

### (改正、疑義等の解決)

第4条 本協定の改正等が必要な場合又は、本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合は、甲乙において協議し決定するものとする。

### (附則)

この協定は、平成20年7月15日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 20年7月15日

甲 標茶町長

池田 裕



乙 標茶町災害対策土木協議会  
代表幹事

柳田 健治

